

社会福祉法人 東陽会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人東陽会（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規程に基づき、役員（理事及び監事）、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 当法人は、役員等に対し、業務に応じた報酬を支給することとし、役員としての賞与および退職手当は支給しない。

（役員の報酬等）

第3条 当法人は、役員報酬の総額は事業年度において50万円以内とする。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額とする。
- （2）役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 役員等に対する報酬は、理事会、評議員会、監事会および評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時は、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成15年 3月19日から施行する。

一部改定 平成15年12月12日

一部改定 平成18年 5月28日

一部改定 平成21年 5月28日

一部改定 平成22年 8月19日

一部改定 平成27年 9月 3日

一部改定 平成29年 3月31日

一部改定 令和 2年 6月19日

一部改定 令和 7年 6月24日

別表 1 （役員等の報酬）

（１）評議員

	報酬（日額）
評議員会への出席	１０，０００円
書面決議による定時評議員会	なし

（２）理事

	報酬（日額）
理事会への出席	１０，０００円
書面決議による理事会	なし

（３）監事

	報酬（日額）
監事会への出席	１０，０００円
理事会への出席	１０，０００円
書面決議による理事会	なし

（４）評議員選任・解任委員

	報酬（日額）
評議員選任・解任委員会への出席	１０，０００円